

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第77号

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表(2)の項中「風水震」を「震災、風水害」に、「非常災害」を「これらに類する災害」に改め、同表(3)の項中「風水震」を「震災、風水害」に、「天災地変」を「これらに類する災害」に、「現住する住居」を「現住居」に、「破壊」を「損壊に伴って当該会計年度任用職員が行う当該現住居の復旧又は一時的な避難その他の別に定める理由」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)